

印刷物等製造請負契約書

1 物 件 名

2 数 量

3 納 入 場 所

4 契 約 金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引にかかる消費税
及び地方消費税の額

千	百	十	万	千	百	十	円

5 履 行 期 限 令和 年 月 日

6 契 約 保 証 金 水戸市財務規則第136条第 項第 号を適用

¥ _____

発注者水戸市と受注者 _____ とは、上記の物件（以下「印刷物」という。）について、次の条項により製造の請負契約を締結する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

水戸市中央1丁目4番1号
発注者 水戸市
水戸市長 高 橋 靖 印

所在地（住所）
受注者 商号又は名称
代表者職氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書、図面その他の関係図書(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書に記載の履行期限(以下「履行期限」という。)までに、契約書及び仕様書等に記載の印刷物の製造(以下「製造」という。)を完了し、契約の目的物(性質上必要な容器及び外包等も含む。以下「製造物品」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を受注者に支払うものとする。

3 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(指示等の書面主義)

第2条 発注者及び受注者は、この契約に基づく指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除を行うときは、書面により行わなければならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務等の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は当該権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、製造物品(未完成の印刷等及び製造を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又はその権利を担保に供してはならない。

(再請負の制限)

第4条 受注者は、請負業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている構成等又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、製造物品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該製造物品に係る受注者の著作権(同法第17条第1項に規定する著作権をいう。以下同じ。)を当該製造物品の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 受注者は、製造物品に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利及び出版権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第7条 受注者は、製造物品の製造に当たり第三者の有する著作権を侵害してはならない。

2 受注者は、その製造する製造物品が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害

の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(契約の保証)

第8条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかにより保証を付さなければならない。ただし、水戸市財務規則（平成7年規則第16号。以下「財務規則」という。）第136条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約保証金を免除することができる。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等（財務規則第116条第2項各号に規定する有価証券等をいう。以下同じ。）の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いの保証を内容とする銀行その他発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は担保となる有価証券等の価額は、請負代金額の100分の10以上の額でなければならない。

3 受注者は、第1項第4号に掲げる方法により保証するときは、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。

4 受注者は、契約内容の変更等により請負代金額が増額されたときは、保証の額を変更後の請負代金額の100分の10以上の額に達するまで増額しなければならない。

5 受注者は、契約内容の変更等により請負代金額が減額されたときは、保証の額の減額を発注者に申し出ることができる。

(秘密の保持)

第9条 発注者及び受注者は、この契約の履行により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も、また同様とする。

(製造物品の品質等)

第10条 受注者は、印刷用紙その他の印刷物の材料の品質については、見本又は仕様書等による発注者の指示に従うものとし、当該指示がない場合にあっては、中等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受注者は、契約書、約款又は仕様書等に記載されていない事項で、製造物品の製造又は納品について発注者の確認を要するものがあるときは、発注者に指示を求めなければならない。

(校正)

第11条 受注者は、仕様書等に定める校正のほか、発注者による校正完了又は責任校了を受けるものとする。

(製造物品の検査及び引渡し)

第12条 受注者は、製造を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、製造の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって製造の完了を確認した後、受注者が製造物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造物品の引渡しを受けなければならない。

(不合格製造物品の措置)

第13条 受注者は、前条第2項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該検査を受けた製造物品を引き取った上で、交換又は手直しをした製造物品を納入しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定により交換又は手直しをした製造物品について準用する。

3 発注者は、前条第2項(前項において準用する場合を含む。)の検査に不合格となった製造物品であっても、不良の程度が軽微で発注者が使用上支障がないと認めるときは、請負代金額の単価に対し相当額を値引きし、これを採用することができるものとする。

(貸与品及び支給材料)

第14条 発注者から受注者への貸与品及び支給材料(以下「貸与品等」という。)がある場合の当該貸与品等の品名、数量、品質、規格及び引渡場所は仕様書等に記載するところによるものとし、その引渡時期は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 受注者は、貸与品等を受領したときは、遅滞なく発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等につき、発注者の立会いのもと検査するものとする。この場合において、受注者は、その品質又は規格が適当でないとき、その旨を発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、貸与品等の品名、数量、品質、規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合において、請負代金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議によりその額又は時期を定めるものとする。

5 発注者は、不適当な貸与品等を貸与し、又は支給したことにより請負代金額若しくは履行期限を変更し、又は受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

6 受注者は、使用済みの貸与品又は製造の完了若しくは契約内容の変更により不用となった支給材料があるときは、速やかに発注者に返還しなければならない。

7 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

8 受注者は、受注者の故意又は過失によって貸与品等を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(所有権の移転)

第15条 製造物品の所有権は、第12条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の検査に合格したときに受注者から発注者に移転するものとする。

(請負代金の支払い)

第16条 受注者は、第12条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第17条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により履行期限までに製造物品の製造ができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期限の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長するものとする。

3 第14条第5項の規定は、発注者の責めに帰すべき理由による履行期限の延長に伴い、必要となる負担について準用する。

(発注者の請求による履行期限の短縮又は延長)

第18条 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期限を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期限について、受注者に通常必要とされる履行期限に満たない履行期限への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第19条 履行期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(請負代金額の変更方法等)

第20条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(製造の変更、中止等)

第21条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知し、製造内容を変更し、又は製造の全部若しくは一部を中止させることができる。この場合において、請負代金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議により定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、製造物品の引渡しの時から仕様書等に別段の定めがない限り2年間、当該物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 受注者が前項の義務を履行しない場合において、発注者が当該義務を第三者に履行させるときは、受注者は当該履行に要する費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第23条 履行期限までに製造物品の引渡しができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）とする。

3 検査に要した日数は、前項の遅延損害金の算定に係る日数に算入しない。

(契約の解除等)

第24条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内に製造物品を製造する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、着手期限を過ぎても製造に着手しないとき。

(3) 法令の規定により別段の資格を必要とされる場合に、その資格を失ったとき。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者と判明したとき。

(5) この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

(6) 受注者の責めに帰すべき理由により契約の解除を申し出たとき。

(7) この契約の締結に係る入札その他この契約の前提となる行為において、受注者に談合等法令等に違反する不正の事実があったことが明らかになったとき。

(8) 警察署その他の捜査機関から提供された情報等により受注者が水戸市物品調達からの暴力団等の排除に関する要項（平成24年水戸市告示第50号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。契約保証金の納付がなく、又はその額が第8条第2項に定める額に満たないときは、受注者は契約金額の100分の10に相当する額又は不足額を違約金として発注者に支払わなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による契約の解除により生じた受注者の損害については、その責めを負わないものとする。

4 受注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害を与えたときは、当該損害額を賠償しなければならない。

5 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合における効力は、掲示の日から10日経過したときに生ずるものとする。

6 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、製造物品の出来形部分で検査に合格したのものがあるときは、その出来形部分に対する請負代金相当額を受注者に支払うことにより当該製造物品を発注者の所有とすることができるものとする。

(発注者の解除権)

第25条 前条第1項に定めるもののほか、発注者は、製造が完成しない間において必要があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第6項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用するものとする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(解除に伴う措置)

第26条 受注者は、この契約を解除した場合において、貸与品等があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、又は原状に復し、若しくは返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第24条の規定によるときは、発注者が定め、第25条の規定によるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決)

第27条 この契約において、発注者と受注者とが協議して定める事項についての協議が整わなかった場合で、発注者が定めた事項に受注者が不服があるとき、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、調停によりその解決を図る。

2 前項の規定による紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者及び受注者がそれぞれ負担する。

(契約外の事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。